

(景観重要建築物等に係る行為)

第24条 条例第31条第1項の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為を除く。

- (1) 景観重要建築物等の増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (2) 景観重要建築物等の一部又は全部の除却
- (3) 景観重要建築物等の譲渡その他権利の移転
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が景観重要建築物等の現状に影響を及ぼすおそれがあると認める行為

(景観重要建築物等に係る行為の届出)

第25条 条例第31条第1項の規定による届出は、景観重要建築物等行為届出書（第11号様式）に、別表第5に掲げる届出行為の区分に応じ、同表に掲げる図書を添付して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、同表に掲げる図書以外のものの添付を求めることができる。